

令和3年度 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業者募集要項

神戸市では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、今後高齢化が一層進展する中、高齢者の在宅生活継続のために必要不可欠なサービスと考えており、「第8期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画」においても、当サービスの整備拡大と普及啓発を図ることとしています。

今回の募集は、当計画に基づく必要な整備量を確保するために行うものです。

1. 募集概要

(1) 募集地域及び募集事業所数

神戸市では、介護保険法第78条の13に定める市町村長指定区域を行政区とします。

令和3年度の公募事業所数については、次の行政区に各1事業所の公募を行います。

灘区・兵庫区・北区・西区

ただし、既存の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在するあんしんすこやかセンター(地域包括支援センター、概ね中学校区単位で設置)の管轄地域内(下記参照)に事業所を置くことはできないものとします。

※以下のあんしんすこやかセンターの管轄地域内に事業所を置くことはできません。

行政区	あんしんすこやかセンター名	管轄地域
灘区	六甲摩耶あんしんすこやかセンター	鶴甲、大月台、篠原台、六甲台町、篠原伯母野山町、大土平町、篠原北町、長峰台、箕岡通1～3丁目、高尾通1～3丁目、五毛通1～3丁目、薬師通1～3丁目、国玉通1～3丁目、六甲山町、水車新田、大石、篠原、畑原、五毛、摩耶山町
兵庫区	中道あんしんすこやかセンター	会下山町、大井通、松本通、上沢通、下沢通、中道通1丁目(1・2番を除く)・2～9丁目、水木通1丁目(1～3番を除く)・2～10丁目、大開通8～10丁目、塚本通7・8丁目、駅前通
北区	ありのあんしんすこやかセンター	菖蒲が丘、西山、京地、藤原台北町、藤原台中町、藤原台南町、有野台、東有野台、有野中町、有野町二郎、有野町有野
北区	北鈴蘭台あんしんすこやかセンター	大脇台、若葉台、惣山町、甲栄台、泉台(7丁目2番の一部を除く)、山田町小部(前記を取り巻く地域)、杉尾台、松宮台
北区	鈴蘭台あんしんすこやかセンター	鈴蘭台西町、鈴蘭台北町、鈴蘭台南町1・6～9丁目、鈴蘭台東町、中里町、山田町下谷上(小部南山を含む)
西区	神出あんしんすこやかセンター	神出町
西区	平野西神あんしんすこやかセンター	春日台、檉野台、平野町
西区	玉津あんしんすこやかセンター	玉津町、水谷、小山、丸塚、二ツ屋、森友、枝吉、持子、曙町、王塚台、中野、宮下、長畑町、天が岡、和井取

(2) 指定期間

指定日から6年間（更新有）

(3) 募集期間

令和3年7月1日（木曜）から令和3年7月30日（金曜）

（応募受付は、期間中の午前9時～12時、午後1時～5時までとし閉庁日を除きます。）

- ・ 提出日、時間を電話等で予約のうえ、持参してください。
- ・ 締切り間際は大変込み合うことが予想されますので、できるだけ余裕のある日程での提出をお願いします。
- ・ 受付期間を過ぎた場合は受付できませんのでご注意ください。

2. 公募・指定手続きに関する質問について

公募・指定手続き等についての質問は、下記「質問票」により提出してください。電話及び口頭での質問は受け付けません。

受付期間 令和3年7月1日（木曜）から令和3年7月23日（金曜）

提出方法・提出先 下記質問票に記入の上、Eメールにて提出してください。

神戸市福祉局介護保険課宛

Eメール kobekaigohokenka2@office.city.kobe.lg.jp

質問票 神戸市介護保険課ホームページにて質問票をダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/teikijunkai/r3koubo.html>

回答方法

質問のあった項目を取りまとめ、ホームページに掲載します。

但し、応募者の提案内容にかかわる事項等については、質問を行った応募者にのみ、Eメール等にて回答することがあります。

3. 応募資格

- (1) 介護保険法第78条の2第4項の各号の規定（P.12【参考資料1】）に該当しないこと。
- (2) 「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」（P.15【参考資料2】）を満たす事業所であること。
- (3) 応募書類の受付締切日において、次のいずれにも該当すること。
 - ①直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。
 - ②過去5年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと。
 - ③会社更生法または民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。（破産法または民事再生法等による手続きをしている個人ではないこと。）
 - ④介護保険法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること。

- ⑤介護保険法の指定の効力の一部もしくは全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、終了していること。
- ⑥過去5年の間に、神戸市内外を問わず介護保険施設等（※）の整備・運営について重大な法令等の違反がないこと、介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、又は法人及び事業の運営において重大な法令等の違反がないこと。

※介護保険施設等

介護付有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護型ケアハウス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。

※応募書類を提出後に、応募書類の虚偽記載があった場合や、上記の応募資格を満たさなくなった場合、選定対象としません。選定や指定の後に発覚した場合は、指定を拒否し、又は指定を取り消します。

なお、介護保険事業者の指定については、指定申請者が法人でなければ指定をしてはならないとされています。ただし、これから法人設立を予定している方は、事業計画書を提出することが可能です。法人設立認可までの具体的なスケジュール・法的根拠等を事業計画書に盛り込んだうえで提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

【令和3年】

- 8月2日～ **公募選考**
◆事業者へのヒアリング
- 9月上旬 ◆選考・決定
- 10月下旬 施設整備審査会（開設に伴う補助金に関する審査）

【4年】

- 1月～ **事業者指定**
◆事業者による運営開始

5. 補助金について

(1) 開設に関する補助金

令和3年度においては、県が「地域医療介護総合確保基金」を活用した補助金制度を設けています。

①「開設準備経費補助金（ソフト）」

- ・ 対象経費 事業所開設時の人件費、設備費、システム・端末費及び設置費等
- ・ 補助額 1事業所あたり 14,000 千円（上限額）
- ・ 負担割合 県 10/10

②「施設整備費補助金（ハード）」

- ・ 対象経費 建築費・改修費
- ・ 補助額 1事業所あたり 5,940 千円（上限額）
- ・ 負担割合 県 10/10

③「施設整備補助金2（ハード）」

- ・ 対象経費 7,560 千円を超える建築費・改修費
- ・ 補助額 3,780 千円（上限）
- ・ 負担割合 県 1/3、市 1/3、事業者 1/3

(2) 運営に関する補助金

①「定期巡回サービス事業者参入促進事業」

- ・ 対象事業者：新たに定期巡回サービスを実施する事業所

区分	上限額
単独事業所の場合	11,448 千円
特養・老健併設の場合	10,494 千円
サービス付き高齢者向け住宅・有料併設の場合	5,724 千円

※事業者が指定日の属する月から起算して1年を経過する月までで、月末時点の利用者数が21人未満の月に支出した人件費から定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る介護報酬収入及び利用者収入を差し引いた額の合計額

- ・ 対象経費：定期巡回サービスに必要な人件費等（報酬、賃金、職員手当、共済費、通勤手当等）
- ・ 補助期間：1年間
- ・ 負担割合：兵庫県 1/2、神戸市 1/2

② 賃料補助

- ・ 補助対象：新たに定期巡回・随時対応サービスを提供する事業者で、事務所を賃貸借契約に基づき借り受けている事業者
 - ・ 補助対象額：3,780 千円(うち2／3補助)
 - ・ 負担割合：神戸市1／3、兵庫県1／3、事業者1／3
 - ・ 補助期間：サービス開始から最長3年間
- ※3年間における1事業者あたりの補助額合計は2,520千円とする。

③ 定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業

定期巡回サービスへの訪問看護ステーションの参入を促進するとともに、訪問看護の利用回数が多い対象者の利用拡大を図るため、要介護3以上の利用者に対して一定回数の訪問看護サービスを行った場合、一定額を補助する。

- ・ 補助単価

要介護度	補助基準額	訪問回数
3	3,000 円	4 回
	11,000 円	5 回
	19,000 円	6 回
4	3,000 円	4 回
	11,000 円	5 回
	19,000 円	6 回
	27,000 円	7 回
5	3,000 円	5 回
	11,000 円	6 回
	19,000 円	7 回
	28,000 円	8 回

- ・ 補助率：兵庫県3／4 神戸市1／4

【注意】

上記補助金の交付は県との協議等により決定されます。また、県・市の予算措置の影響を受けます。協議・予算措置の状況によっては、**補助金の交付が受けられない場合や減額の場合もあります**のでご了承ください。

【参考】各補助金の交付要綱は市HP（下記URL）を参照して下さい。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/teikijunkai.html>

6. 提出書類

下記のとおり。申請に必要な提出書類は、神戸市介護保険課ホームページ（下記 URL）をご覧ください。様式をダウンロードして作成してください。ただし、追加の書類を求める場合があります。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/teikijunkai/r3koubo.html>

（必要書類）

○申込書

○以下の選定項目に関する添付書類

I 運営主体に関するもの	様式 1・2 その他添付書類
II 運営実績に関するもの	様式 3・4 その他添付書類
III 立地に関するもの	様式 5 その他添付書類
IV 事業計画について	様式 6～12 その他添付書類
V 資金計画に関するもの	様式 13～15 その他添付書類
VI 事業展開に関するもの	様式 16～19 その他添付書類

申請書類は提出書類一覧の順番にA4版フラットファイルに左綴じで整理し、目次及びインデックスをつけ、密封の上1部を提出してください。また、併せて、提出書類のデータを保存したCD-ROM等を同封して提出してください。

また、提出の際は応募事業者においても、手元に当該書類一式の控えを保管してください。募集期間終了後は、法人の都合による計画の変更は一切認めません。また、応募書類は返却いたしません。

なお、申請に関して必要となる一切の費用は、申請者の負担とします。

7. 提出場所（お問い合わせ先）

福祉局介護保険課 管理係 中島・河村

神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館4階

TEL：078-322-6229

E-mail: kobekaigohokenka2@office.city.kobe.lg.jp

8. ヒアリング

提出後、申込書類の内容についてヒアリングを行う予定です。後日、日程を連絡しますので、その際にご協力をお願いします。応募者の社員、職員であって事業内容を説明できる方がお越しくください。

9. 選考について

- (1) 提出された申込書類のほか必要事項を審査し、外部委員の意見を聞いて事業者を選考します。
- (2) 選考結果通知は令和3年9月中旬以降を予定していますが、時期が遅れることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 選考評価項目は「12. 選考評価項目」(P. 8～)のとおりです。
- (4) 申請者が1法人であっても、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は落選となります。
- (5) 指定基準は別紙のとおり(P. 15)です。
- (6) 選考中に法令等に違反する事項が含まれる計画であること、虚偽の内容である計画であることが判明すれば、当該法人への選考作業は行わず、失格とする場合があります。

10. 公表について

本公募で指定候補事業者として決定(選定)された事業者について、事業者名、法人所在地及び事業計画地域(日常生活圏域)を神戸市ホームページにおいて公表いたします。選定されなかった事業者については、公表はいたしません。

ただし、本件の応募内容等に関し、神戸市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例により取り扱うこととなります。

11. 留意事項その他

- (1) 選考後、申込書類の内容に虚偽があったことが判明した場合、本市と協議することなく計画内容を変更した場合は、選考を取り消すことがあります。
原則として、選考後の計画変更は認めませんので、ご留意のうえ計画してください。選考された計画から大幅に変更となる場合(不適切な変更と判断される場合)は選考を取り消すことがあります。
- (2) 事業実施にあたっては、介護保険法その他関係法令等を遵守し、計画施行すること。事業の実施にあたり、法令等に違反した場合は選考を取り消すことがあります。
- (3) 「神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針」(P. 20【参考資料3】)に違反し、または本市の指示・指導に従わない場合は選考を取り消すことがあります。
- (4) 令和4年4月1日までに運営を開始すること。正当な理由なく、令和4年4月1日までに事業着手ができない場合は選考を取り消すことがあります。
- (5) 今後の利用者数などの状況に応じて、圏域及び事業所数は変動する可能性や、公募制度を廃止する可能性があります。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策については、国からの通知を随時市HPにアップしています。必ず確認してください。

12. 選考評価項目

I 運営主体に関するもの	
選定基準項目	着眼点
<p><u>1 適格性について</u></p> <p>法人が、介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないなど、応募要件に掲げる不適格要件に該当しないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないか。 ・所得税等の滞納がないか。 ・役員が破産手続き開始決定を受けていないか。 ・会社更生法等による手続きをしている法人でないか。 ・介護保険法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了しているか。 ・介護保険法の指定の効力の一部もしくは全部停止を受けた場合、その処分期間を経過し、終了しているか。 ・過去5年の間に、神戸市内外を問わず介護保険施設等の整備・運営について重大な法令等の違反がないか。介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないか。法人及び事業の運営において重大な法令の違反がないか。 ・暴力団でないか。代表者がその構成員でないか、または、それらの利益となる活動を行うものでないか。
<p><u>2 組織体制について</u></p> <p>法人の組織体制が、法令に違反していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に定められた組織形態となっているか。
<p><u>3 関係行政庁の監査及び指導状況</u></p> <p>法人は、高齢者保健福祉事業の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況からみて、本事業の設置主体として問題がないと認められること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間に行政機関からどのような指導や指摘があったか。 ・指導があった場合、改善報告が出されているか。
<p><u>4 経営状況について</u></p> <p>経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の直近3ヵ年の決算状況（安全性、収益性） ・財政的に安定しており、慢性的な赤字等の問題がないか。

II 運営実績に関するもの	
選定基準項目	着眼点
<u>1 医療・介護の運営実績について</u> 法人は、当該事業をはじめ医療または高齢者保健福祉事業等において十分な事業実績を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市内において、医療、保健福祉関係の運営実績があるか。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営・連携実績があるか。
<u>2 管理者等の事業経験について</u> 管理者が事業実施にあたり十分な知識、経験、適性を有する者であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、保健福祉分野における知識、経験のある者か。 ・管理者としての実務経験があるかどうか。
III 立地に関するもの	
選定基準項目	着眼点
<u>1 地域との関係について</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・区が主催するネットワーク会議に参加するなど、地域とのつながりがあるか。 (他の市区町村での実績も可)
<u>2 計画地及び立地条件について</u> 事業所から利用者宅への訪問にかかる時間が適切であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト拠点を設けるなどして、利用者宅へ迅速に到達できるような体制がとられているか。 ・既存事業所から一定の距離を有しているか。
<u>3 土地・建物所有形態について</u> 事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれること。	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な物件が確保されているか。 ・事務室内に会議室や相談コーナーを設けたり、職員の休息スペースを設けたりするなどして、事業を運営するにあたり十分なスペースがあるか。
IV 事業計画に関するもの	
選定基準項目	着眼点
<u>1 運営理念・サービス提供の考え方について</u> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を理解し、利用者本意のサービスを継続して提供できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズに見合った具体的な事業運営方針や基本理念であるか。 ・一体型、連携型の運営方針が明確であるか。 ・長期間、安定した運営が継続できる計画であるか。 ・職員の安全性を確保するための対策方針はあるか。 ・新型コロナウイルス感染症対策の方針はあるか。

<p><u>2 人員について</u></p> <p>オペレーターの資格・員数 計画作成責任者の資格・員数 訪問介護員等の資格・員数 看護師等の資格・員数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターが必要な資格を有するものであるかどうか。随時対応における判断能力、調整能力等、迅速、的確に対応できる十分な知識、経験のある者かどうか。医療ニーズに対応できる十分な知識、経験のある者かどうか。 ・計画作成責任者が必要な資格を有する者であるかどうか。 ・訪問介護員等が必要な資格、経験を有する者であるかどうか。 ・看護師が訪問看護の実施に関し、必要な知識、経験を有する者かどうか。
<p><u>3 設置機器について</u></p> <p>オペレーターとの適切な通信手段が備えられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が使い易く、効果的な通信手段となっているか。
<p><u>4 事業運営について</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一体型事業所で整備する予定であるか。
<p><u>5 地域医療等関係者との連携について</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区医師会との連携実績があるか。 (他の市区町村での実績も可)
<p>V 資金計画に関するもの</p>	
<p>選定基準項目</p>	<p>着眼点</p>
<p><u>1 資金計画について</u></p> <p>事業運営上、適切な資金計画が行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収益性の面で適切な資金計画となっているか。
<p>VI事業展開に関するもの</p>	
<p>選定基準項目</p>	<p>着眼点</p>
<p><u>1 先駆的な取り組みの有無について</u></p> <p>事業計画に、先駆的な取り組みやこれまでの事業実績に基づく独自の運営手法等の特色が認められること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス特性を捉えた特筆すべき取り組みが計画に盛り込まれているか。 ・これまで行ってきた事業から得た技術、知識等が当該事業に活かされているか。 ・アピールポイントが明確に示されているか。
<p><u>2 利用者ニーズへの対応について</u></p> <p>事業計画に、利用者ニーズへの対応に向けた取り組みが認められること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者個々のニーズ等を捉えるための具体策とそれをサービスに反映させるための体制、具体策等が計画に盛り込まれているか。

<p><u>3 地域包括ケアシステムへの対応について</u></p> <p>事業計画に、地域包括ケアシステムへの対応に向けた取り組みが認められること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムにおける当該事業所の役割が明確に位置づけられているか。 ・開設予定地での具体的な地域交流方法、地域資源の活用方法が計画に盛り込まれているか。
---	--

【参考資料 1】介護保険法第 78 条の 2 第 4 項（抜粋）

- 4 市町村長は、第 1 項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定をしてはならない。
- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
 - 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第 78 条の 4 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
 - 三 申請者が、第 78 条の 4 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
 - 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
 - 六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第 78 条の 10（第 2 号から第 5 号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消し

に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第 78 条の 10（第 2 号から第 5 号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第 78 条の 10（第 2 号から第 5 号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第 78 条の 10（第 2 号から第 5 号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 78 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第 78 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）

の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

【参考資料2】指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号） 抜粋

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定基準

1. 基本方針

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであること。

2. 提供するサービス

① 定期巡回サービス	訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
② 随時対応サービス	あらかじめ利用者の心身状況・環境等を把握し、随時、利用者又は家族等からの通報で、相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等（保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）による対応の要否等を判断するサービス
③ 随時訪問サービス	②の訪問の要否等の判断にもとづき、訪問介護員が利用者居宅を訪問して行う日常生活上の世話
④ 訪問看護サービス	看護師等が医師の指示に基づき、利用者居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助

（注）一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、①から④までのサービスを提供する事業であり、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、①から③までのサービスを提供する事業である。

3. 人員基準

オペレーター （随時対応型サービスで、利用者・家族等からの通報に対応する従業者）	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1以上 ・1人は常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であること。 ・その他は、利用者の処遇に支障がない場合、提供時間帯を通じて看護師・介護福祉士等との連携を確保していれば、1年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者とするのが可能。ただし、初任者研修過程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、3年以上の経験を有する者であること。 ・専従（利用者の処遇に支障がない場合は兼務可能。また、施設等の入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に当該施設の職員をオペレーターとすることが可能。）であること。
---	--

定期巡回サービス	訪問介護員数は、サービス提供に必要な数
随時訪問サービス	提供時間帯を通じて訪問介護員数を1以上確保
訪問看護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師または准看護師 常勤換算方法で2.5人以上（うち、1以上は、常勤の保健師又は看護師） ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 事業所の実情に応じた適当数
管理者	専従かつ常勤であること（利用者の処遇に支障がない場合は兼務可能。）。

（注）訪問看護サービスの人員基準については、一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を実施する場合にのみ適用する。

4. 設備基準

- ・必要な広さを有する専用の区画を設けること。指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び、備品等を備えなければならない。
- ・次の機器等を備え、必要に応じてオペレーターに携帯させなければならない。
 - ア 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器（ただし、事業者が、適切に利用者の心身の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは不要。）
 - イ 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器
 - ウ 利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器（ケアコール端末等。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は不要。）

5. 運営基準

①基本取扱方針

- ・利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行い、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行き、利用者が安心して居宅生活を送ることができるものであること。
- ・事業者は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

②具体的取扱方針

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと。
- ・随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。
- ・随時訪問サービスの提供にあたっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと。
- ・訪問看護サービスの提供にあたっては、主治医との密接な連携及び計画に基づき、利用者の心身

の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。

- ・訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うこと。
- ・特殊な看護等を行ってはならない。
- ・サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ・介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- ・利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付すること。

③主治医との関係 <訪問看護サービス利用者のみ適用>

- ・事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。
- ・事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治医による指示を文書で受けなければならない。
- ・事業者は、主治医に計画及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治医との密接な連携を図らなければならない。
- ・事業所が医療機関の場合、上記にかかわらず、主治医の文書による指示並びに計画及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。

④計画等の作成

- ・計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。
- ・訪問看護サービスの計画は、上記内容等に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治医の指導等をふまえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載すること。
- ・計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、計画におけるサービスを提供する日時等については、当該居宅サービス計画に位置付けられた定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。
- ・計画は、保健師、看護師又は准看護師が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、作成しなければならない。
- ・常勤看護師等は、訪問看護サービスに係る記載について、必要な指導及び管理を行うとともに、利用者又はその家族に対する計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対する必要な協力を行わなければならない。

- ・計画作成責任者は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ・計画作成責任者は、計画を作成した際には、計画を利用者に交付しなければならない。
- ・計画作成責任者は、計画を作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。
- ・看護師等は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- ・常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

⑤緊急時等の対応

従業者はサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変などが生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、すみやかに主治医への連絡等必要な措置を講じること。

⑥管理者等の責務

- ・事業所の管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行うこと。
- ・事業所の管理者は、従業者に基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
- ・計画作成責任者は、事業所に対するサービス利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理を行うこと。

⑦勤務体制の確保等

- ・事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ・事業者は、事業所ごとに、その従業者によるサービスを提供する。ただし、事業所が、適切にサービスの提供を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの事業の一部を、他の訪問介護事業所等との契約に基づき、訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。
- ・随時対応サービスについては、市長村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき密接な連携を図り、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
- ・事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

⑧地域との連携

- ・事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等により構成される「介護・医療連携推進会議」を設置し、おおむね6月に1回以上サービス提供状況等を報告し、評価を受けると共に、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ・事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対しサービスを提供する場合は、正当な理由がある場合を除き、当該住居に居住する利用者以外の者に対しサービスの提供を行わなければならない。

⑨その他

- ・上記の他、運営に関する基準について、地域との連携、内容及び手続きの説明および同意、提供拒否の禁止等について、夜間対応型訪問介護等と同様の規定を設ける。

(注) 訪問看護サービスに関する運営基準については、一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する場合にのみ適用する。

6. 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の基本方針、人員・設備・運営基準

①特例

- ・従業者の職種・員数は、訪問看護サービスの人員基準を適用しない。
- ・事業者は、訪問看護サービスの運営基準を適用しない。

②訪問看護事業者との連携

- ・連携型指定事業者は、連携型指定事業所ごとに、当該連携型指定事業所の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしなければならない。
- ・事業者は前項の規定に基づき連携を行う指定訪問看護事業所との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、以下の事項について必要な協力を得なければならない。

ア 利用者に対するアセスメント

イ 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保

ウ 介護・医療連携推進会議への参加

エ その他必要な指導及び助言

【参考資料3】神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針

平成 18 年 4 月 28 日 保健福祉局長決定

(平成 19 年 7 月 5 日改定)

(平成 20 年 1 月 1 日改定)

(平成 23 年 10 月 1 日改定)

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

(平成 24 年 7 月 1 日改定)

本市では、市民（被保険者）に対して安全で良質な地域密着型サービスを提供する観点から、「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）」、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号）」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号他）」（以下「国基準等」という。）などとともに、事業者が満たすべき具体的要件として、本指針を定めるものとする。

（本指針では、地域密着型サービスには、地域密着型介護予防サービスに関するものを含むものとする。）

1. 共通事項

- 事業の実施にあたっては、事業者が事業運営にあたり持つべき理念や質的向上の方策等を定めた「地域に密着した介護サービスの運営方針」を作成し、あらかじめ公表するものとする。
- 運営推進会議の設置及び運営にあたっては、別に定める「神戸市運営推進会議運営指針」に基づいて、適切に行うものとする。

（国基準で設置が義務付けられている運営推進会議が適切に運営され、また、地域密着型サービス事業所の適正な運営の確保及びサービスの質の向上を図るため、運営推進会議の設置及び運営に関する指針を設けて、当該指針に基づく設置運営が必要であると認められるため。）

2. 小規模多機能型居宅介護

(1) 設備等に関する基準

- スプリンクラーその他の自動消火設備を設置するものとする。なお、設備の設置及び防火安全対策に関しては、あらかじめ所轄消防署と協議し、その指示にしたがうものとする。

(国基準等では、「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えなければならない。」と規定しているが、認知症又は要介護である高齢者が居住又は宿泊を行っている施設については、火災発生時に熱、煙等を感知して自動的に消火する又は延焼を防止するための設備が必要であると認められるため。)

- 3階以上の建築物である場合にあっては、1～3階までに設置するよう配慮すること。ただし、やむを得ず4階以上で宿泊サービスを提供する場合にあっては、宿泊を提供する室等、居間（リビング）、台所及び廊下にスプリンクラーを設置し、利用者の安全について所轄消防署の指示にしたがうものとする。また、地階に宿泊室を設けてはならない。

(都市部では土地の確保が困難な場合もあり、多層階にわたる建築物を活用する場合を考慮する必要がある。一方で安全、安心の面での配慮をする必要もある。国基準等に特に規定はないが、認知症高齢者グループホーム同様、「高層建築物中に設置する場合は、できる限り低層階に設置すること。」が望ましいものであり、やむを得ず高層階に設置する場合は、「安全性」並びに「良好な居室環境」などの確保のために手厚い消防用設備の設置が必要であると考えられるため。)

- 建物及び設備等の整備にあたっては、事業の継続性（利用者への援助の継続性）が十分確保されるものでなければならず、特に、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、土地・建物ともに長期間（原則として10年以上）にわたり賃借できるものでなければならない。

(国基準等では要件を定めていないが、適正かつ安定した運営を図る観点からは、指定時において、建物・設備等を長期間継続して使用できることを要件とする必要があると認められるため。)

(独立行政法人福祉医療機構の「小規模多機能サービスに関する調査報告書（平成17年12月）」では、平均契約期間は9.3年となっている。)

(2) 運営に関する基準

- 事業の実施を検討するにあたっては、利用を希望する者及びその家族等の介護者、事業を実施しようと検討する地域の地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者（地域住民の代表者の数は2以上であること。）等により構成される運営推進会議（準備会）を設置して、当該日常生活圏域における円滑な事業運営のための方策等について検討を行うこと。また、指定申請にあたっては、地元説明を行い、意見を求めること。

(国基準等では、「指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し」と規定しているが、事業の検討段階（指定申請以前、建物の建設又は改修以前）から、地域との連携が図られている必要があると認められるため。)

- 協力医療機関を定めることに関しては、地域における医療との連携を図ることが重要である趣旨からも、地域の医師会などの医療関係団体と協議すること。

(国基準等では、「事業者は主事の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。」と規定している。この場合の協力医療機関の選定にあたっては、事前に地域の医師会などの医療関係団体と協議しておくことが適切であると認められるため。)

3. 認知症対応型共同生活介護

(1) 設備等に関する基準

- スプリンクラーその他の自動消火設備を設置するものとする。なお、設備の設置及び防火安全対策に関しては、あらかじめ所轄消防署と協議し、その指示にしたがうものとする。

- 建物及び設備等の整備にあたっては、事業の継続性（利用者への援助の継続性）が十分確保されるものでなければならず、特に、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、土地・建物ともに長期間（原則として15年以上）にわたり賃借できるものでなければならない。

(国基準等では要件を定めていないが、適正かつ安定した運営を図る観点からは、指定時において、建物・設備等を長期間継続して使用できることを要件とする必要があると認められるため。)

- 3階以上の建築物である場合にあっては、1～3階までに設置するよう配慮すること。また、地階に居室を設けてはならない。

(国基準等に特に規定はないが、従来の施設整備国庫補助基準（平成16年度限りで廃止）に、「高層建築物中に（認知症高齢者グループホームを）設置する場合は、できる限り低層階に設置すること。」と規定されていることや、特別養護老人ホーム等については、地階に居室設置が認められていないことなどから、「安全性」並びに「良好な居室環境」などの確保のために必要であると認められるため。)

- 居室には、収納設備を設けること。なお、居室面積は内法で算定し、1あたりの面積は収納設備を除いて7.43㎡以上とすること。

(国基準等では、「一の居室の床面積は、7.43㎡以上としなければならない。」「収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。」と規定していることから、これについては、居室内に物入れなどの収納設備を設けたうえで、かつ、有効7.43㎡（4畳半）以上の居住スペースを確保することで、日常生活の快適性を確保する必要があるため。)

- 協力医療機関を定めることに関しては、地域における医療との連携を図ることが重要である趣旨からも、地域の医師会などの医療関係団体と協議すること。
- 事業者は、神戸市内において、1年以上にわたり継続して、福祉・保健・医療の事業を行っていること、または、兵庫県内において、指定を受けて3年以上にわたり継続して、認知症対応型共同生活介護事業を行っていること。
 また、既指定事業所において事業者が交替し新規に指定申請が行われる場合、後継事業者等は、下記の全てに該当する法人であること。
 - (1) 指定申請書類の受付日において、直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと
 - (2) 指定申請書類の受付日において、過去5年の間に役員の中に破産手続き開始決定を受け、または禁固以上の刑に処されたものがないこと
 - (3) 指定申請書類の受付日において、会社更生法または民事再生法等による手続きをしている法人でないこと
 - (4) 指定申請書類の受付日において、過去5年の間に、神戸市内外を問わず介護保険施設等(※)の整備について法令等の違反がないこと、介護保健施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、または法人の運営において重大な法令等の違反がないこと
 ※介護保険施設等；
 介護付有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護型ケアハウス、小規模多機能型居宅介護拠点
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者がその構成員でないことまたはそれらの利益となる活動を行う者でないこと
 事業を譲り渡す事業者及び後継事業者等は以下の事項に留意すること。
 - (6) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること
 - (7) 後継事業者の選定にあたっては、利用者の意向を尊重し、確実かつ円滑に介護サービスが提供され続けることができる事業者を優先すること
 - (8) 早期に行政、関係機関等と相談、協議を行うなど、速やかな事業者の変更が行えるように配慮すること

ただし、既指定事業所において事業者が交替し、新規に指定申請が行われる場合において、利用者保護の観点等から真にやむを得ないと認められる場合に限り、例外的に本規定を適用しない場合がある。

なお、例外的に本規定を適用しない場合においても、本規定のうち適合していない項目については速やかな解消に努めること。速やかな是正措置が講じられない場合は、指定を認めないことがありうることに留意すること。

4. 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホームについては、神戸市有料老人ホーム設置指導要綱及び神戸市有料老人ホーム設置指導指針の規定によるものとする。

5. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 原則として、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設でなければならない。(みなし指定を受けたもの及び特別養護老人ホームの改修等によって指定地域密着型介護老人福祉施設の基準に該当するものを除く。)

(国基準等では、「ユニット型でなければならない」とは規定しておらず、整備にあたっての通知等では、「ユニット型を基本としつつ、地域の事情も考慮して整備する」とされているが、入所者の居住環境向上の観点からは、特別の事情のあるものを除き、原則として、個室・ユニット型とすることが望ましいと考えられるため。)

- 用地を賃借して実施する場合は、概ね50年にわたり定期借地権を設定できるものでなければならない。

(国基準等では要件を定めていないが、別に国が定めている減価償却資産の耐用年数について、構造により38年～50年とされていることから、適性かつ安定した運営を図るため、指定時において、整備用地を長期間継続して使用できることを要件とする必要があると認められるため。)

- 建物を賃借して実施する場合は、20年以上にわたり賃借できるものでなければならない。

(国基準等では要件を定めておらず、別に国が定めている居住費の算定において使用する減価償却期間は20年であること、神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針においても、借家により有料老人ホーム事業を行う場合の建物所有者との契約期間は20年以上としていることなどをふまえ、適正かつ安定した運営を図るために、指定時において、建物・設備等を長期間継続して使用できることを要件とする必要があると認められるため。)

- 3階以上の建築物である場合にあっては、1～3階までに設置するよう配慮すること。

- スプリンクラーその他の自動消火設備を設置するものとする。なお、設備の設置及び防火安全対策に関しては、あらかじめ所轄消防署と協議し、その指示にしたがうものとする。

6. 複合型サービス

- 複合型サービス事業について、これを構成するサービスに地域密着型サービスがある場合、その地域密着型サービスは本指針の定める要件を満たさなければならない。